

平成 27 年度定期監査(8)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査(8)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 11 月 26 日から平成 28 年 1 月 14 日までの間において実日数 4 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 27 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事について、工事計画や起工手続、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続は、遵守されているか。

ウ 学校児童・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督・管理(監理)は適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 四季の香公園バラ園拡張整備工事 [練馬区光が丘五丁目 2 番 6 号]

イ 練馬区立大泉さくら運動公園多目的運動場人工芝化工事

[練馬区大泉学園町九丁目地内]

ウ 仮称練馬区立西大泉五丁目緑地整備工事

[練馬区西大泉五丁目 25 番、27 番]

エ 練馬区立谷原小学校校庭整備工事

[練馬区谷原二丁目地内]

(5) 監査対象部課

地域文化部スポーツ振興課

環境部みどり推進課

教育委員会事務局教育振興部施設給食課

土木部道路公園課

土木部維持保全担当課

土木部計画課

2 監査の結果

適正に行われていた。